



地域衛星通信ネットワーク担当課長会の 運営について

(全体会議を踏まえた今後の対応)

平成29年11月7日



一般財団法人 自治体衛星通信機構



1. 全体会議における経緯

本年6月2日に開催された全体会議で提案した議案1～4（（2）参照）については、会員から（1）の意見が示されたことを踏まえ、一旦「保留」とし、検討の上考え方を示し再度提案を行うこととされた。

（1）全体会議における意見（要旨）

意思決定の手続きについて、会則に規定がない。①全体会議・幹事会の何れが最終的な決定なのか、②多数決なのか、全会一致なのか等、議決に係る具体的な方法について、会則への規定の有無も含め、幹事会で再度検討の上、提示すること。

（2）保留扱いとなっている議案（提案順）

（議案1）会則の改正案

（議案2）役員を選任（会長・副会長・監事）

（議案3）平成29年度事業計画

（議案4）平成29年度予算

※現状、課長会に係る予算は、機構予算で立替の上執行している。



2. 今後の取扱い①

全体会議の意見を踏まえ、第5回幹事会（平成29年10月26日開催）で協議を行った結果、以下の手順により修正を行った上で、保留となっている議案を提案することとしたい。

手順1：会則改正案に係る意見照会（資料②において実施）

・下記の趣旨を盛り込んだ会則改正案を作成し、正会員へ意見照会を実施する。

① 議決規定の明文化

- ・全体会議の指摘を踏まえ、手続きを明確にするため、議決規定を会則に明文化する。
- ・議決は「出席した正会員の過半数」（会則の改正は3分の2以上）で決するものとする（都道府県消防防災・危機管理部局長会規約第18条を参考に規定）。併せて、書面による議決要件も明文化する（正会員の3分の2以上で決する）。

《参考》都道府県消防防災・危機管理部局長会規約

第18条 会議の議決は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

② 役員について

- ・会長・副会長は置かず、現行と同様、幹事による合同運営を行う。
- ・監事については、予算の執行に係るチェック機能が必要であることから、原案どおり設置する（手順3の承認が前提。）。



2. 今後の取扱い②

- ③ 予算（決算）について
 - ・原案どおり予算を別立てとし、課長会の独立会計とする。なお、会計年度は7月1日～翌年6月30日とする。
 - ・予算に係る手続きについては、次年度予算案を事業計画と併せ、前年度全体会議（5～6月日途に開催）で議決する。また、決算については、書面で正会員の承認を得る。
- ④ 事業について
 - ・事業内容を見直し、国に対する要望活動の実施規定を削除する。
- ⑤ 会議について
 - ・会議の関係性を明確にするため、全体会議及び幹事会を分けた上で所要事項を規定する。

手順2：会則の改正手続き（議案1の処理、手順1の手続き終了後実施）

- ・手順1による意見等を踏まえた会則改正案の提案を行う（書面において実施）。

手順3：残余の議案の提案（手順2の手続き終了後実施）

- ・残余の議案2～4について、改正後の会則を踏まえた修正を行った上で、提案を行う（今回限りの措置として書面において実施）。

議案2 役員の選任（修正の上提案）

議案3 平成29年度事業計画（原案どおり提案）

議案4 平成29年度予算（原案どおり提案）



(参考) その他特記事項

1. 予算を独立会計とする理由

会員団体から、課長会に係る運営経費を機構からの直接支出とした場合、コンプライアンス上の疑義が生じるとのご意見をいただき、検討の結果、機構会計とは別に独立した会計を立てることにしたものです。なお、予算の内容が、専ら会議（全体会議及び幹事会）の開催に係る経費のみを計上することから、極めて少額であり、会員に別途予算化していただくことの煩雑性を回避するため、いただいている分担金を原資とした機構予算から繰り出すこととしたものです。

2. 会計年度（会計期間）について

会計年度（会計期間）については、全体会議の年1回開催を前提に、秋季開催への移行も含め検討を行いました。

検討の結果、①国の政策や機構の業務説明等の観点から年度当初の開催が望ましいこと、②特に平成30年度以降は、次世代システムに係る説明・意見交換の機会を各年度の早期に設定すべきことから、従前同様、春季開催（5～6月）としました。

この場合、事業計画及び予算については、本来、年度開始前に議決いただくことが望ましいことから、会計期間を7月1日～翌年6月30日と設定し、全体会議における議決事項として、事業計画及び予算を議決いただくこととしました。

一方、決算の承認については、全体会議の開催に係る時期的な事情（7月以降の開催が必要であるが、開催が困難）から、やむを得ない措置として、書面により承認いただくこととしました。

なお、現在保留扱いとされている「平成29年度事業計画案」「平成29年度予算案」については、上記修正に係る経過措置として、会計期間を平成29年4月1日～平成30年6月30日に修正の上、追って再提案させていただきます

3. 議決権について

分担金（均等割、16,500千円）をいただいている都道府県とさせていただきます。





(参考) その他特記事項

4. 保留とされている議案の議決手続きについて

保留扱いとなっている議案1～4に係る再提案については、本来であれば、全体会議を開催して手続きを行うべきものと考えておりますが、今年度末までに全体会議を開催することが困難な状況であることから、今回限りの例外的な措置として、書面による手続きをお願いしたいと存じます。





課長会年間活動イメージ

時期	活動内容	備考
第1四半期 (7～9月)	7月：監事監査の実施 7～9月：幹事会（監査結果報告・書面） 決算の承認手続き（書面）	
第2四半期 (10月～12月)	10～11月：幹事会	10～11月：有識者会議
第3四半期 (1月～3月)	2～3月：次年度事業計画案・予算案の作成 2～3月：幹事会	1～2月：機構予算案の作成 2～3月：有識者会議 3月：懇談会 3月中旬：理事会 (機構事業計画・予算)
第4四半期 (4月～6月)	4月：次年度事業計画・予算案に対する意見照会 5～6月：幹事会 全体会議（定例会） ①次年度事業計画 ②次年度予算 他	5月：機構主催担当課長 会議 5～6月：有識者会議 6月：理事会：評議員会 (機構決算)



(参考) 幹事会における検討

(平成29年度全体会議開催前までの検討経緯)

(1) 課長会の運営方法等については、下記①～④の事項に係る方向性の下検討を行うことについて、第2回幹事会(28.11.18開催)において了承された(課長会専用サイトに掲載)。

① 運営方法の整備に係る基本的な考え方

- ・「任意団体」としての体制を整備。
- ・整備に伴い、必要な事項について会則を一部改正(第3回幹事会で提案)。

② 会長・副会長職の設置・選任

- ・幹事の中から各1名選任(選任手続:平成29年度全体会議で選任)

③ 課長会の活動に伴う予算(決算)の独立会計化

- ・機構予算とは「別立て」の独立会計とし、明確に区分する。
- ・分担金収入から所要額を繰り出し予算化。機構事務費を節約。
- ・年度末に開催の幹事会で予算案を審議。春季の全体会議で承認(予算の前提となる「事業計画」を前年秋季の幹事会で審議した後、予算案を作成。併せて正会員に意見照会を実施(2月頃)し、大筋の了承を得る。)
- ・決算は、春季の幹事会・全体会議で承認。

④ 正会員による議決の実施→会則には明記しない方向で調整